

	履行期間	契約締結日から平成28年3月25日まで
<h1>設 計 書</h1>		
1	委 託 名	<u>平成27年度上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託</u>
2	履 行 場 所	<u>上瀬谷通信施設（瀬谷区北町ほか）</u>
3	か し 担 保	<u>不要</u>
4	その他特記事項	<u>なし</u>
5	支 払 い 方 法	<u>(1) 契約区分 確定契約</u> <u>(2) 前金払い しない</u> <u>(3) 部分払い しない</u>
6	委 託 概 要	<u>(1) 農家の基礎情報調査</u> 1式 <u>(2) 民有地の農業振興策の検討</u> 1式 <u>(3) 農業エリアの土地利用基本構想（案）の作成</u> 1式 <u>(4) 農業振興策及び跡地利用検討のための組織運営補助</u> 1式 <u>(5) 打合せ及び資料作成、会議への出席等</u> 1式 <u>(6) 報告書作成</u> 1式
<p>委 託 理 由  本委託は、業務を効果的、効率的に行うため、必要な調査・検討を行います。</p>		

## 横 浜 市 政 策 局

委託代金額 ￥

---

内 訳 業務価格 ￥

---

消費税及び地方消費税相当額 ￥

---

横浜市政策局

## 委 託 代 金 内 訳 書

費目	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
	農家の基礎情報調査		式			
	民有地の農業振興策の検討		〃			
	農業エリアの土地利用基本構想（案）の作成		〃			
	農業振興策及び跡地利用検討のための組織運営補助		〃			
	打合せ及び資料作成、会議への出席等		〃			
	報告書作成		〃			
直接人件費計						
直接経費			式			
その他原価			〃			
一般管理費等			〃			
計						
端数調整						
消費税相当額						
業務委託料						

# 仕 様 書

## 1 総則

### (1) 適用範囲

本仕様書は、平成 27 年度上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託に適用する。

### (2) 準則

本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、横浜市委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

## 2 履行期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 25 日まで

## 3 業務の目的

本調査は、平成 26 年 4 月に日米政府間で平成 27 年 6 月末までに返還されることが承認された上瀬谷通信施設について、米軍施設返還跡地利用指針（平成 18 年 6 月）及び横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画（平成 23 年 3 月改訂）、平成 18 年度国土施策創発調査等を踏まえ、民有土地所有者、庁内関係区局及び国等の関係機関と協議を行いながら、跡地利用基本計画の検討を行うことを目的とする。

## 5 業務内容

### (1) 農家の基礎情報調査

上瀬谷及び上川井農業専用地区協議会の会員（約 250 人）の基礎情報（耕作面積・主な耕作物・返還後の土地利用に関する意向等）について個別訪問や総会等での聞き取りにより調査を実施し整理する。（聞き取り調査は、個別訪問で 150 件程度、総会等で 100 件程度を想定）

また、上瀬谷通信施設内の全筆の公図及び登記事項証明書を取得し、公図連続図（合成図）の作成及び全農地を地権者ごとに整理した台帳を作成する。

### (2) 民有地の農業振興策の検討

国・県・市の農業施策の動向や新たに調査した地権者の意向等を踏まえながら、農業振興策・農地保全策について、具体的な方策やその導入手続きの方法を検討する。

ア 農地の集約化による大規模区画の可能性を、シミュレーション等を実施することにより検討する。

イ 大規模市民農園について、農園の規模・区画数・付帯施設の条件（規模

等)を変更し、比較したシミュレーションを実施する。

ウ その他

**(3) 農業エリアの土地利用基本構想（案）の作成**

民有地権者の意向や農業振興策のシミュレーション結果等を踏まえ、農業エリアの土地利用基本構想（案）を作成する。

**(4) 農業振興策及び跡地利用検討のための組織運営補助**

民有地の農業振興策及び跡地利用検討のための組織（検討会など）の運営補助を実施し、資料の作成、説明及び記録作成を行う。（6回×2地区を想定）

**(5) 打合せ及び資料作成、会議への出席等**

本業務着手時及び成果品納入時のほか、適宜打合せを行う。本委託内容に関して庁内関係区局及び関係者・関係機関と協議を行う場合は、協議資料の作成を行うこと、また、会議への出席、資料説明及び記録作成を求める場合がある。（会議は2か月に一回程度を想定）

**(6) 報告書作成**

A4版で10部及び調査に関して作成した原稿やデータ一式を格納した電子媒体2部（データ形式はマイクロソフトオフィスなどの汎用的なものとする。）

**6 業務に関する特記事項**

- (1) 受託者は、業務の実施に際して、委託者と十分協議すること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況について、委託者に適宜報告すること。
- (3) 受託者は、業務遂行の為、履行場所の現地調査等を行う場合は、委託者の許可を得ること。

**7 成果品**

- (1) 報告書（A4版） 10部
- (2) 報告書概要版（A3版1枚、両面刷り） 10部
- (3) 調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

**8 個人情報の保護に関する特記事項**

- (1) 受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第11条による研修を実施し、個人情報

保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

## 9 電子計算機処理等の契約に関する特記事項

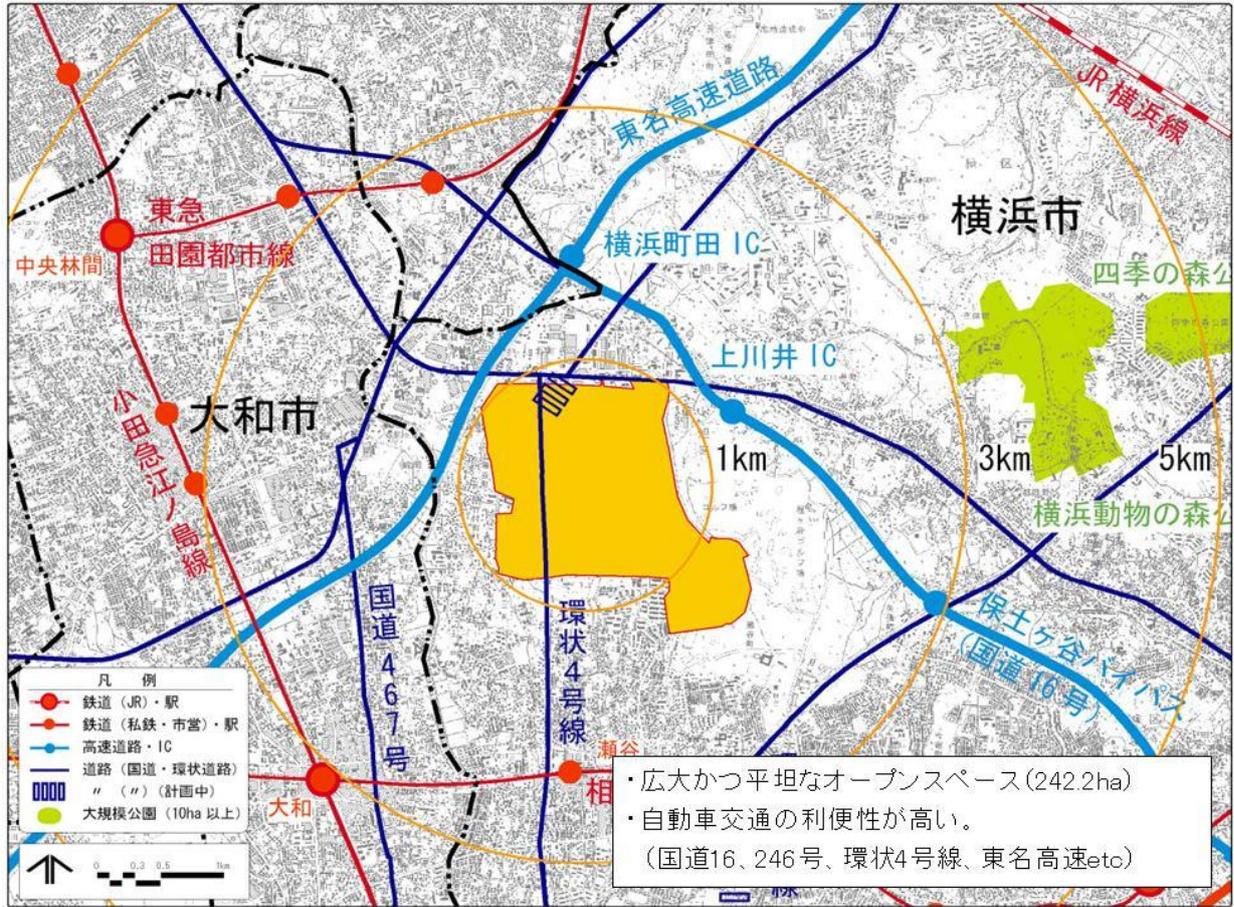
受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 10 その他

- (1) 本業務は契約締結後速やかに着手し、所定の履行期間又は履行期限までに全ての業務を完了させること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者の指示に基づき、十分協議を行うこと。なお、必要事項については委託者に適宜報告すること。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (4) この仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。
- (5) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典などはすべて明確にししておくこと。
- (6) 本業務に関して、委託者が提供する資料等業務上知り得た情報については他の目的に使用してはならない。また、これらに関して委託者の了解なしにこれを公開してはならない。
- (7) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償しなければならない。
- (8) 本業務で得られた成果については、作業過程のデータ等を含めすべて委託者に帰属するものとする。
- (9) 成果品の納入先は横浜市政策局基地対策課とする。

# 履行場所図

## 上瀬谷通信施設 施設位置図



## 上瀬谷通信施設 用途地域図

